

自衛隊名簿提供違憲訴訟（RYU 裁判）の意義

2024 年 3 月 29 日、奈良市在住の高校生（当時）RYU（ニックネーム）が、奈良地裁に自衛隊名簿提供違憲訴訟（RYU 裁判）の提訴を行いました。奈良市、国に対し、国家賠償法 1 条に基づき、100 万円の損害金の支払いを求める裁判です。個人情報 を無断で自衛隊に提供された当事者である青年本人が原告となる全国で初めての裁判です。

1、提訴に至る経緯

奈良では、奈良県平和委員会が自衛隊への名簿提供について 2019・2020 年と 2 年連続で県内全自治体のアンケート調査に取り組み、名簿提供中止申し入れを行ってきました。2021 年には、名簿提供を行っている 9 自治体に対し、35 項目の質問書を提出し、全自治体からの回答を引き出しその分析を行いました。この結果については 2022 年 1 月号の平和運動誌に報告済みです。またこの間「私の個人情報を守って！」奈良市民の会が結成され、署名運動などに取り組んできました。

その結果、一部の自治体が名簿提供を止めるという成果もありましたが、依然として多くの自治体が対応を変えませんでした。そこで裁判に訴えることを考えました。裁判を提起するにあたっては、当事者である青年本人を原告とする裁判にしたいと思いました。イラク派兵違憲差止訴訟・名古屋高裁判決（2008 年 4 月 17 日）は「憲法 9 条に違反する国の行為、すなわち戦争の遂行、武力の行使等や戦争準備行為等によって、個人の生命、自由が侵害され・・・裁判所に対し当該違憲行為の差し止め請求や損害賠償請求等の方法により救済を求めることができる」と平和的生存権について明示しました。当事者である青年本人が原告になってこそ、この平和的生存権の行使としての裁判ができると考えたからです。この裁判は「現に日本が他国から武力の行使を受け、あるいはその具体的危険が生じていないから、原告らは国家賠償を求める法的保護利益を有しない。」（安保法制違憲訴訟の各地の判決）というような門前払いはいけません。

そして、現役高校 3 年生（RYU）が裁判の原告になることを決意しました。2023 年 10 月 14 日に学習会を開催し、RYU 裁判を支援する会を結成しました。弁護団の結成に取り掛かり、自衛隊問題に取り組んでいる全国の弁護士にもお願いし、北海道から福岡まで 13 人の弁護団が結成され提訴に至りました。

2、自衛隊に名簿が提供された経緯

自衛隊は 1967 年当時から、住民基本台帳を基礎に自衛隊募集にあたっての適格者名簿を作成していました。当時は、誰でも自由に住民基本台帳を閲覧することが可能でしたが、その後プライバシーの意識の高まりなどを受け、2006 年に住民基本台帳法が改正されて原則非公開となりました。例外的に、同法 11 条 1 項で、国又は地方公共団体の

機関が「法令で定める事務の遂行のために必要である場合」に、個人4情報（氏名、生年月日、性別、住所）の写しを「閲覧」することのみ可能とする規定が置かれました。奈良市においても、募集対象者（翌年度18歳、22歳になる者）の個人4情報の「閲覧」のみに応じるようになりました。

2019年1月30日の衆議院本会議で安倍晋三元首相が「防衛大臣から、の要請にもかかわらず、全体の六割以上の自治体から、自衛隊員募集に必要な資料となる所要の協力が得られていません。」と発言しました。その後、2020年12月18日閣議決定が行われ、自衛官等の募集に関し必要な資料の提出を防衛大臣から求められた場合、市区町村長が住民基本台帳の一部の写しを提出することが可能であることを明確化するとされました。これを受けて、2021年2月5日、防衛省と総務省の連名で「自衛官又は自衛官候補生の募集事務に関する資料の提出について（通知）」が発出され、募集対象者の個人4情報の提供については、自衛隊法第97条第1項、同法施行令第120条の規定に基づき、防衛大臣が市区町村の長に対し求めることができ、住民基本台帳法上、特段の問題を生ずるものではないとされました。この通知以降、募集対象者の個人4情報を紙媒体や電子媒体、宛名シールによって提供する自治体が急増し、2022年には名簿提供に応じる自治体が6割以上となりました。

奈良市においても、2022年12月8日、自衛隊奈良地本が奈良市長に対し、募集対象者の個人4情報に関する資料についての紙媒体又は電子媒体での提出を依頼しました。そして、2023年1月30日、奈良市と自衛隊奈良地本は、「奈良市自衛官等募集に掛かる住民基本台帳の一部の写しの提供に関する覚書」を締結し、募集対象者の個人4情報を紙媒体で提供することとそれまでの対応を変更しました。なお、奈良市は、これに先立つ2022年7月、自衛隊への情報提供を望まない者の手続きとして除外申請制度を導入しており、同年10月1日より情報提供除外申請書の受付を開始しました。

2023年2月、奈良市は、自衛隊奈良地本に対し、原告を含む募集対象者の個人4情報を紙媒体で提供しました。募集対象者の人数は、翌年度22歳になる者が3426人、翌年度18歳になる者が2993人、合計6419人でした。この名簿提供に基づいて、同年7月上旬、原告の元に、自衛隊奈良地本から郵便はがきが配達されました。このはがきには、「今年度高等学校をご卒業予定の皆さまへ」と題して、「この度は、18歳を迎えられ、高校等卒業後の進路を検討されている方及び保護者様に自衛官当の募集・採用について御案内させていただきたく、お手紙を差し上げました。」などと記載されていました。この時点で、原告は未成年でした。

3、問題の本質と裁判の意義

自己に関する情報をコントロールする権利は、憲法13条に基づく基本的人権です。個人情報保護法ならびに住民基本台帳法は、個人情報の外部提供を原則禁止しています。本人同意なし個人情報提出は、憲法及び個人情報保護法制に違反します。この裁判は、原告の個人情報を提供できる明確な法令が存在しないにもかかわらず、自衛隊に個人4情報を紙媒体で提供した奈良市の違法行為と、その違法行為により個人情報を取得・保

有・利用した自衛隊の違法行為により、プライバシー権・自己情報コントロールを侵害され精神的損害を被ったので、奈良市および国に対して損害賠償を請求するものです。

とりわけ情報の提供先が、憲法 9 条に違反する自衛隊である点で違法性が重大です。また、高校卒業予定者に対する求人活動については、教育的配慮から募集活動についてさまざまな規制がなされていますが、本件では、本人も保護者も知らない間に、情報が自衛隊に提供され、勧誘に利用されている点でも大きな問題があります。

自衛隊はその誕生時から憲法 9 条違反と言われてきましたが、2014 年政府は、それまで集団的自衛権は憲法 9 条に反して許されないとした解釈を覆し、これを容認する閣議決定を行い、翌年それを実施する新安保法制法を成立させました。これにより、自衛権の発動は日本に対する直接の武力攻撃が発生した場合にのみ、必要最小限度の実力の行使に限って許されるという解釈を否定することになり、自衛隊は一見明白に憲法 9 条に違反する存在となりました。

さらに政府は、2022 年「安保 3 文書」の改定を閣議決定し、「反撃能力」(敵基地攻撃) の保有まで打ち出しました。自衛隊が他国の領域において武力行使をすることが解禁されたことになり自衛隊は憲法 9 条 2 項が保持を禁ずる戦力に該当することがより明確になりました。このような中で現在、5 か年で 43 兆円もの大軍拡が進められていますが、自衛隊員の数は、毎年減少して定員を大幅に割り込み、中途退職者も増加して定員割れは状態化しています。

自衛隊への名簿提供は、戦争する国づくりをすすめる国に、自治体が自主的・主体的判断をしないまま従い、結果的に若者を戦場におくる企みに自治体に加担するということに他なりません。RYU 裁判は自衛隊の違憲状態を、実態をもとに立証し、大軍拡、戦争をする国づくりを、人的基盤作りの面から阻止することをめざすものです。

RYU は提訴にあたり以下のコメントを発表しました。「自衛隊からの勧誘はがきが届いたときは、自衛隊に行く気もありませんでしたし、特に何も思いませんでした。しかし、その後よく考えてみると、自分の個人情報が自衛隊に本人の承諾もなしに渡っていることがすごくおかしいと思いました。自衛隊の印象は、災害救援で活躍しているということぐらいで、それ以上のことは知りませんでした。自分は、戦争はない方がよいと思っています。争いごとは話し合いで解決すべきと思っているので、武器を持ってたたかう自衛隊に参加するつもりはありません。自衛隊から勧誘のはがきが届いたことは、やっぱり怖いと思っています。全国で自分と同じような年齢の、若者の個人情報が自衛隊に提供されているのはおかしいと感じています。自分が原告になることで、若者の個人情報提供を止めるようにするために、少しでもお役に立てるのなら、という気持ちで、原告になることを決意しました。」

原告の家族のコメント「公の組織の奈良市が、本人・保護者の承諾もなしに個人情報を自衛隊に提供しているなんてありえません。私の子どもに、自衛隊からの勧誘はがきが届いたとき、子どもは 17 歳の未成年でした。保護者の承諾もなく、未成年の子どもにこのようなことを行った、奈良市と自衛隊に怒りを覚えます。私の子どもは、自衛隊員は災害救援をする人だと思っていて、その実態を理解していません。まるで、子どもをだまして自衛隊に勧誘しようとしているように保護者として感じます。

除外申請制度を作るよりも、自衛隊に個人情報を提供する前に本人や保護者に、自衛隊に個人情報を提供することに同意しますと、同意を取るべきです。」

4、訴状の概要

自衛官の本質及び自衛隊の違憲性

専守防衛の自衛隊は憲法 9 条 2 項の「戦力」に該当しないという憲法解釈をとる政府も自衛隊について「国際法上、一般的には、軍隊として取り扱われるものと考えられる。」として自衛隊が軍隊であり、自衛官が兵士であることを認めています。

武力を行使する兵士には、「賭命義務」が課されます。つまり、自衛官には「自らの命を賭けて相手をせん滅（殺傷）する」という武力行使への服従義務があるのです。自衛隊法 5 2 条は、服務の本旨として、隊員に「事に臨んでは危険を顧みず、身をもつて責務の完遂に努め」ることを求め、「服務の宣誓」（同法 5 3 条）を行なわせており、これにより軍隊（国家）は、特定の個人に対して自己の生命を国家のために犠牲にするよう命じることができます。

自衛官は、入隊直後から、相手をせん滅（殺傷）し「賭命義務」を遂行する兵士養成の厳しい教育訓練が始まり、上命下服の絶対的な規律の下で勤務生活を送ります。軍隊の規律は軍紀と呼ばれ、「服務ハンドブック（幹部隊員用・服務参考資料）」では、規律が部隊の生命であること、規律の基礎が戦闘にあること、自覚に基づく積極的な服従の習性を育成することなどが記載されています。

2022 年 12 月 16 日、政府は、安保 3 文書と呼ばれる「国家安全保障戦略」、「国家防衛戦略」、「防衛力整備計画」を改定し閣議決定しました。同改定の中で、政府は「反撃能力」の保有を打ち出しました。「反撃能力」とは、特定の条件下において「相手の領域において、我が国が有効な反撃を加えることを可能とするスタンドオフ防衛能力等を活用した自衛隊の能力」と定義されています。これは、自衛隊が他国の領域において武力行使をすることが解禁されたことを意味しており、自衛隊が、憲法 9 条 2 項が保持を禁ずる戦力に該当することがさらに明白になったのです。

このような任務を遂行する「人的・物的手段の組織体」である自衛隊は、その人的手段である兵士＝自衛官もまた違憲の存在だということができます。

違法性

プライバシーの権利は、日本国憲法 1 3 条に定める幸福追求権の具体的内容の一つとして位置づけられています。現在においては「自己に関する情報をコントロールする権利」として捉えられています。

早稲田大学江沢民講演会事件では、プライバシー侵害という表現を用いて、プライバシー権が法的保護の対象であることを認めています。加えて、住基ネット事件では、個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由を認めた上で、住基ネットについては、あくまで、法令等の根拠に基づいた正当な行政目的の範囲内で行われ、法令の根拠を逸脱もしくは正当な行政目的を超えて情報が第三者に開示・利用される具体的な危険が生じていないというもとで憲法 13 条に反しないとしています。こうした

プライバシー権を具体化する法令として、各地方公共団体において個人情報保護条例が制定されました。

本件名簿提供によって、奈良市から自衛隊奈良地本に対して提供された、原告の氏名、生年月日、性別及び住所の各情報は、いずれも本件条例に定める個人情報に該当しますが、本件条例は 8 条 1 項本文において、「実施機関は、利用目的の範囲を超えた当該実施機関以外のものへの保有個人情報の提供（以下「外部提供」という。）をしてはならない。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りでない。」と定め、外部提供の制限を定めています。ただし書きにおいて定められた例外規定は、「（１）法令等に定めがあるとき。（２）本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。（以下略）」です。奈良市が自衛隊奈良地本と上記覚書を締結し、それに基づき同本部に対して原告を含む募集対象者の個人 4 情報を紙媒体で提供したことが奈良市個人情報保護条例 8 条 1 項（１）の要件を満たしているかどうかが問題となります。

そもそも、個人情報を目的外に第三者へ提供する行為は、基本的人権たる自己情報コントロール権の制約に繋がるものですから、本人同意が大前提でなければならず、同意なく目的外に個人情報の収集・保有・利用・提供が可能となるには、法令に明確に定められていることが必須となります。また、重要な人権の制約を根拠づけるだけの高い公益性を目的としたものでなければならないことも言うまでもありません。

奈良市は、2023 年 4 月 25 日の奈良市議会市民環境委員会において、住民基本台帳法 11 条 1 項に基づいて募集対象者の個人 4 情報を提供していると答弁しました。しかし、同条項は、住民基本台帳の一部の写しの「閲覧」を定めた規定であり、同条項に基づいて募集対象者の個人 4 情報を紙媒体で提供することはできません。なお、同法 12 条の 2 において、国の機関が住民票の写し等の交付を請求することができる旨の規定がありますが、これは請求対象者個人の住民票の写し等の交付を求める規定であり、この規定によっても募集対象者全員の個人 4 情報を紙媒体で提供することはできません。

国は、上述のとおり、根拠法令として自衛隊法 97 条 1 項及び同法施行令 120 条を挙げています。しかし、自衛隊法 97 条 1 項は、「都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行う。」と定めるのみで、募集事務の具体的内容を定めていません。そして、同法施行令 120 条は、「防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。」と定めていますが、同条は第七章「雑則」において定められており、その 114 条から第 119 条までは地方公共団体の募集事務について定めています。120 条はこれらの規定を受けて定められているのであり、地方公共団体の募集事務に関する報告や資料の提出について定めた規定だと解釈すべきです。同条に基づいて、自衛官及び自衛官候補生に志願もしていない募集対象者の個人 4 情報を根こそぎ収集することは許されるものではありません。また、自衛隊法 97 条 1 項は個人情報の取得に関して一切触れていないのであり、その下位規範である同法施行令 120 条により広範な個人情報の取得が認められるという解釈は法の授權の限界を超えるものと言わなければなりません。さらに、そもそも自衛隊の募集事務は、単なる一省庁における利益にとどまるものであり、高度な公益性

を有するものとは決していえません。よって、憲法上保障された人権の制約根拠となり得ません。

除外申請制度

奈良市は除外申請制度を導入していますが、これによっても奈良市の違法性は阻却されません。まず、本件覚書締結及び本件名簿提供は、法令等に基づく場合とは言えず、また、本件においては、本人の同意も存在しません。外部提供の例外要件はあくまで本人からの積極的な同意があることですが、除外申請制度は、本人からの申請がなければ自衛隊に対して個人4情報を提供するというものですから、その原則と例外とを逆転させるものであって、本件条例8条1項(2)の例外要件を満たすものではありません。加えて、除外申請制度の告知もホームページへの掲載と広報誌への簡単な記事の掲載のみであって、募集対象者への通知も極めて不十分です。

自衛官は国家が正当化する暴力の行使に従事しますが、そういうことに自分は関わらないと忌避あるいは強く拒否する国民は多くいます。このような非暴力という個人の内心にかかわる価値観は、宗教観や思想、歴史観などに基づくものとして、あるいは素朴な人間感情から発露するものとして、国際的にも歴史的にも法律的にも広く認められています。また、違憲ないし違憲の疑いのある自衛隊に関わるようなことはしたくないと考える市民も少なくありません。

他方で、自衛隊は自らを忌避する市民が存在することを認識しつつ、その市民をリスト化し、監視する行為に及んできました。自衛隊の情報保全隊が2004年の自衛隊イラク派遣前後の時期に、イラク派遣に反対する活動家などの調査を実施し、集会の会場で顔写真を撮影するなどしていた事件では、仙台高判2016年2月2日が自衛隊の活動を違法と判断しています。自衛隊は「反自衛隊」思想を持った市民の思想調査を繰り返し、そうした市民をリスト化し、監視するといった明らかな憲法違反行為を繰り返してきたのです。

除外申請制度利用した市民は、自衛隊に対する忌避的な感情を持つ市民として分類されることとなり、自衛隊はかかる市民をリスト化し、監視を始める蓋然性が高いと言えます。自衛隊が住民基本台帳の写しを閲覧して提供された名簿と照合すれば、除外申請制度を利用した市民の氏名、生年月日、性別、住所を割り出すことが可能です。よって、奈良市が、除外申請制度を認めつつ、自衛隊に対して募集対象者の名簿を提供する行為は、非暴力の価値観や反戦平和の思想・信条を持って自衛隊を忌避する市民の住所、氏名などを積極的に炙り出す効果を伴うものですから、思想良心の自由(憲法19条)の一つである「沈黙の自由」の侵害となり違憲です。

奈良市と国の共同の不法行為

以上の奈良市による違法な個人情報提供行為、及び国による違法な個人情報取得・保有・利用行為は一連一体のものであり、この奈良市と国の共同の不法行為によって原告に損害を加えたのですから、奈良市と国は、連帯して原告の損害を賠償する責任を負います(民法719条1項)。

権利侵害

上述した奈良市及び国による行為は、奈良市個人情報保護条例及び個人情報保護法に定める公法上の義務に違反する違法行為です。奈良市の名簿提供、並びに、国による情報の取得、保有及び利用は、いずれも住民基本台帳法の根拠を逸脱しており、正当な行政目的の範囲を超えて情報が第三者である自衛隊奈良地本に開示され、原告に対する自衛隊員の募集事務に利用されたのです。日本国憲法 9 条に反し、他国の領域において武力行使を行うことに服従しなければならない自衛隊に対して、原告の上記各情報が提供されたことは、原告のプライバシー権・自己情報コントロール権の著しい侵害であると言わなければなりません。したがって、こうした奈良市及び国の行為には国家賠償法上の違法があり、原告に対する損害賠償が認められなければならないのです。

5、全国的な支援を

たった一人の青年が、国と奈良市を訴える裁判に立ち上がっています。戦争する国づくりという、とてつもない国策に立ち向かおうとしています。富山県平和委員会総会で講演を行った、弁護団の一人である八木和也弁護士は講演の中で「当事者である原告が生まれたことはほとんど奇跡。この裁判は勝ち筋がいくつもある。安倍政権以降続いてきたでたらめな政治をただす大きなインパクトを持ち得るたたかい。」と述べています。

全国から力強い支援をお願いします。

（奈良県平和委員会理事長・裁判を支援する会事務局長 河戸憲次郎）